

# 協働と参加 情報共有で まちづくり



江南市市民自治に  
よるまちづくり

基本条例の中身

その3

まちづくりでは、市民の皆さんが主人公です。今回、説明する第3章(第8条〜第10条)は、その主人公としての権利や責務、事業者等がまちづくり果たす役割を示しています。

## 第8条 市民の権利

「市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します。」

市民がまちづくりを自ら行うことができること、市政への参加で、執行機関等が行う政策形成からその評価まで、自らの意思を表明できることを権利として保障します。

## 第9条 市民の責務

「市民は、市民自治の主体

であることを自覚し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとし、ます。」

市民がまちづくりに参加する際に、その発言や行動の影響を考慮し、市民自治の主体としての責任を持つことを責務としています。

## 第10条 事業者等の役割

「事業者等は、地域社会の一員としての責任を認識し、まちづくりを推進する役割を持ちます。」

事業者等も地域社会の一員として責任を自覚し、協働してまちづくりに参加することや、その従業員がまちづくりに参加する場合には、それに配慮するなど、まちづくりを推進する役割を持つことを定めています。

※事業者等Ⅱ市内で主に経済活動としての事業を行う企業などの法人の組織や個人事業主を指しますが、ほかに公益的活動を行う組織も含めます。

## 問合せ 地域協働課(内線

3223)